

(別紙 2)

小坂町国土強靱化地域計画

起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針

目標 1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

最悪の事態 1-1 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生

「耐震性の低い住宅・建築物が倒壊する」ことを回避するための推進方針

①住宅の耐震化 【建設課】

- ・ 住宅の倒壊による人的被害や火災等を防止するため、住宅の耐震化促進に向けて、普及啓発や耐震診断・耐震改修に対する支援を実施する。

②公共特定建築物(※)の耐震化 【総務課、教育委員会】

- ・ 公共特定建築物について、利用者の安全確保はもちろん、災害時の拠点機能の確保のため、耐震改修促進計画の策定や国交付金を活用して、計画的に耐震化を進める。

※「特定建築物」

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第14条第1号及び第2号による建築物

- ・ 小中学校の耐震化は100%を達成しているが、児童生徒の更なる安全性の確保や災害時の避難所としての利用を図るため、天井・照明器具など非構造部材の落下防止対策を推進する。

③診療所の耐震化 【福祉課】

- ・ 歯科診療所については、計画的に耐震化を進める。
- ・ 小坂町診療所の耐震化の促進を働きかけていく。

④社会福祉施設等の耐震化 【福祉課】

- ・ 未耐震施設の状況や施設設置者の改修計画等を踏まえつつ、補助事業等の活用により、耐震化を促進する。

⑤指定文化財・史跡の耐震化 【教育委員会、観光産業課】

- ・ 見学者等の安全を図るため、施設の耐震化や防火設備の整備を推進する。

「建築物等の倒壊により被害が拡大する」ことを回避するための推進方針

⑥空き家対策 【総務課】

- ・ 所有者による適切な管理が行われていない空き家の倒壊等による被害の拡大を防止するため、全町の空き家の調査を行い、その所有者等に指導などしていくほか、空き家解体事業補助金の活用により、解体に対する支援を継続実施する。

⑦都市基盤の整備 【建設課】

- ・ 建築物が比較的密集する中心部等において地震時の避難路確保や火災の延焼防止等を図るため、幹線町道の整備を促進する。

「家具類の転倒により負傷する」ことを回避するための推進方針

⑧家具類の固定など室内安全対策 【総務課】

- ・ 家庭や事業所における室内の安全確保のため、家具の固定などの普及啓発を図る。

「火災から逃げ遅れる」ことを回避するための推進方針

⑨住宅用火災警報器の設置 【鹿角広域行政組合消防本部小坂分署】

- ・ 火災からの逃げ遅れによる死者等の増加を防ぐため、住宅用火災警報器の設置に向けた普及啓発を図る。

【重要業績指標】目標年度

- ① 住宅の耐震化率 69.5%（R1）⇒ 75.0%（R7）
- ② 学校施設の耐震化率 100%（H24）
- ⑨ 住宅用火災警報器の設置率 90.9%（R1）⇒ 95.0%（R7）

【推進する事業】

- ・ 木造住宅耐震改修等事業
- ・ 康楽館耐震改修事業
- ・ 小坂小学校空調設備整備事業

最悪の事態 1-2 集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

「河川堤防など構造物が損傷する」ことを回避するための推進方針

①河川改修等の治水対策 【建設課】

- ・ 集中豪雨等による洪水被害を防止するため、河道掘削等の治水対策を実施するとともに、過去に洪水被害があった箇所を重点的に点検し、対策を推進する。

②河川関連施設の老朽化対策 【建設課】

- ・ 河川関連施設は、洪水被害から町民の生命・財産を守るものであり、県と連携して、老朽化対策を計画的に推進する。

「浸水地域に要救助者が取り残される」ことを回避するための推進方針

③洪水ハザードマップの作成 【総務課】

- ・ 改正水防法の「想定しうる最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域」を踏まえた洪水ハザードマップの作成と、想定される被害の範囲や規模、避難場所等を周知する。

④避難勧告等の判断基準等の策定（水害） 【総務課】

- ・ 避難勧告等の発令基準を含む「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」（水害）を策定する。

【重要業績指標】目標年度

- ③ 洪水ハザードマップの作成 作成済み（H27）⇒ 更新（R3）
- ④ 避難勧告等の判断・伝達マニュアル（水害）の策定
策定済み（H23）⇒ 更新（R3）

最悪の事態 1-3 大規模な火山噴火・土砂災害等の死傷者の発生

「火山噴火等の情報が伝達されない」ことを回避するための推進方針

①火山防災協議会による火山防災対策 【総務課】

- ・ 十和田火山防災協議会において、火山ハザードマップや避難計画の作成等のソフト対策、防災設備などのハード対策について検討を行い、実効性のある対策を進める。

②火山ハザードマップの作成 【総務課】

- ・ 十和田火山防災協議会で作成した「噴火シナリオ」及び「火山ハザードマップ」を周知する。

③噴火時等の避難計画の策定 【総務課】

- ・ 十和田火山防災協議会において、火山の特性に応じて情報収集・伝達、避難勧告等の対象地区、避難体制、避難経路、避難施設などを定めた「避難計画」の策定を進める。

④噴火時等の町民・登山客等への情報伝達体制の整備 【総務課】

- ・ 火山警報など気象情報等の町民や登山客等への効果的な伝達方法や、防災無線・サイレン・緊急速報メールなど多様な情報伝達手段の構築を進める。

「登山客や町民が噴火に巻き込まれる」ことを回避するための推進方針

⑤待避施設等の検討 【総務課】

- ・ 十和田火山防災協議会に参画して、噴火時の噴石等からの待避施設として利用可能な施設の検討、整備を進める。

「住家が火山泥流に巻き込まれる」ことを回避するための推進方針

⑥火山噴火に伴う土砂災害対策 【建設課】

- ・ 十和田火山について、予測の困難な火山噴火に起因する土砂災害に対して、緊急的なハード・ソフト対策を定める「火山噴火緊急減災対策砂防計画」の策定を進める。

「土石流や崖崩れに巻き込まれる」ことを回避するための推進方針

⑦土砂災害対策施設の整備 【建設課】

- ・ 要配慮者利用施設や重要な公共施設などを保全対象とする土石流・急傾斜地崩壊危険箇所及び地すべりの兆候のある箇所などについて、県と連携して、対策施設整備を推進する。

⑧土砂災害対策施設の老朽化対策 【建設課】

- ・ 県では、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊対策施設の点検・健全度調査を進めていて、今後長寿命化計画を策定し、老朽化対策を計画的に県と連携し推進する。

⑨土砂災害警戒区域等の指定 【建設課】

- ・ 土砂災害防止法に基づいた、県の土砂災害危険箇所における土砂災害警戒区域等の指定を踏まえ、避難警戒体制の整備・促進を県と連携し進める。

⑩土砂災害ハザードマップの作成 【総務課】

- ・ 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の県指定等を反映した土砂災害ハザードマップを作成し、想定される被害の範囲や規模、避難場所等について周知する。

⑪避難勧告等の判断基準等の策定（土砂災害） 【総務課】

- ・ 避難勧告等の発令基準を含む「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」（土砂災害）を策定する。

【重要業績指標】目標年度

- ② 火山ハザードマップの作成 作成済み（H30）
- ③ 噴火時等の具体的で実践的な避難計画の策定 未策定 ⇒ 策定（R5）
- ⑩ 土砂災害ハザードマップの作成 作成済み（H27）⇒ 更新（R3）
- ⑪ 避難勧告等の判断・伝達マニュアル（土砂災害）の策定
策定済み（H27）⇒ 更新（R3）

最悪の事態 1-4 暴風雪及び豪雪による死傷者の発生

「道路が雪で交通不能になる」ことを回避するための推進方針

①道路除雪等による冬期の交通確保 【建設課】

- ・ 冬期の円滑な交通確保のため、県と連携し効率的な除雪に取り組むとともに、計画的に除雪機械の整備・更新等を進め、除雪体制を強化するほか、排雪場所の確保も推進する。
- ・ 雪崩や地吹雪の発生危険箇所に雪崩予防柵・防雪柵等を整備するとともに、老朽化の著しい既存施設の計画的な更新を進め、道路の雪害対策を推進する。

「雪下ろしによる死傷者が多数発生する」ことを回避するための推進方針

②雪下ろし事故防止対策 【総務課】

- ・ 安全対策の徹底を図るため、様々な媒体を活用した広報活動など、雪下ろし作業中の事故防止に努める。

③克雪化住宅の普及促進 【建設課】

- ・ 積雪による倒壊や雪下ろし作業中の事故の未然防止のため、融雪装置設置支援事業等による取組みを推進し、克雪化住宅の普及促進を図る。

【重要業績指標】目標年度

- ① 除雪計画の見直し 毎年実施
- ③ 融雪装置設置支援事業補助件数 7件（H28まで）⇒ 継続実施

【推進する事業】

- ・ 流雪溝整備事業

最悪の事態 1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生

「関係機関の情報が途絶する」ことを回避するための推進方針

①関係行政機関等による情報共有体制の強化 【総務課】

- ・ 災害時における町・消防・警察・気象台など関係機関との情報共有や連絡体制の強化を図る。
- ・ 防災訓練等を通じて、関係機関との情報収集・共有体制の強化を図る。

②秋田県総合防災情報システムによる迅速・確実な情報伝達体制の強化 【総務課】

- ・ 定期的に県・関係機関との受発信訓練を行うなど、災害時における「秋田県総合防災情報システム」（平成27年度運用開始）の確実な運用に努める。

③秋田県情報集約配信システムによる情報収集・伝達手段の確保 【総務課】

- ・ Lアラートに接続する「秋田県情報集約配信システム」（平成25年度運用開始）の確実な運用を図るため、定期的な配信訓練等を実施し、情報伝達体制の強化を図る。

「被災現場の情報が届かない」ことを回避するための推進方針

④多様な伝達手段による被害情報の収集 【総務課】

- ・ 大規模災害発生時には、迅速な情報収集と共有が必要なことから、多様な手段による情報収集に努める。

「町民へ情報伝達ができない」ことを回避するための推進方針

⑤Jアラートによる情報伝達 【総務課】

- ・ 「全国瞬時警報システム」（Jアラート）の自動起動による町民への確実な情報伝達を図るため、国による定期的な運用試験等による受信・伝達体制の強化を図る。

⑥緊急情報メール、SNS等複数の情報伝達手段の整備 【総務課】

- ・ 町民への情報伝達手段として、メール配信サービス、エリアメール、緊急告知FMラジオ、ホームページ、ツイッター、フェイスブックなど多様化を進めており、今後も複数の伝達手段を整備し、迅速かつ効果的な情報提供に努める。
- ・ 定住、在留、一時的滞在外国人等への情報伝達は、「やさしい日本語表記」に努める。

⑦県からの河川水位等の情報受入体制の強化 【総務課】

- ・ 県では「秋田県河川砂防情報システム」により、河川・ダムの水位や土砂災害危険度等の情報を提供しており、町の避難勧告等の発令判断となっていることから、情報受入体制を強化する。

⑧避難勧告等の判断基準等の見直し

再掲 1-2④（避難勧告等の判断基準等の策定（水害）） 【総務課】

- ・ 避難勧告等の発令基準を含む「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」（水害）を策定する。

再掲 1-3③（噴火時等の避難計画の策定） 【総務課】

- ・ 十和田火山防災協議会において、火山の特性に応じて情報収集・伝達、避難勧告等の対象地区、避難体制、避難経路、避難施設などを定めた「避難計画」の策定を進める。

【再掲】1-3⑪（避難勧告等の判断基準等の策定（土砂災害）） 【総務課】

- ・ 避難勧告等の発令基準を含む「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」（土砂災害）を策定する。

【重要業績指標】目標年度

- ② 秋田県総合防災情報システム操作訓練の定期実施 毎年実施
- ③ 秋田県情報集約配信システムの導入 整備済み
- ⑤ Jアラート自動起動措置整備 整備済み
- ⑥ メール配信サービス、ホームページ、ツイッター、フェイスブックの導入 整備済み
- ⑧-1 避難勧告等の判断・伝達マニュアル（水害）の策定（1-2④の再掲）
策定済み（H27）⇒ 更新（R3）
- ⑧-2 避難勧告等の判断・伝達マニュアル（土砂災害）の策定（1-3⑪の再掲）
策定済み（H23）⇒ 更新（R3）

最悪の事態 1-6 防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生

「避難の遅れによる死傷者が発生する」ことを回避するための推進方針

①自主防災活動の充実・強化 【総務課】

- ・ 自助・共助による自発的な防災活動の促進を図るため、地域住民に対し、自主防災組織の結成を働きかける。

②地域の防災・避難訓練の実施 【総務課】

- ・ 自主防災組織・水防管理団体・ボランティア団体・地域住民等と連携した訓練を行うとともに、自主防災組織に対し、各地域において避難誘導、初期消火、応急救護、避難行動要支援者の安全確保、避難所の開設・運営等の訓練を実施するよう働きかける。

③学校における防災教育の充実 【教育委員会】

- ・ 児童生徒が防災意識や自助の重要性を認識し、災害発生時に自ら生命・身体を守る行動ができるよう、関係機関・民間団体等とも連携し、学校における防災教育の充実を図る。

④多様な主体が参画する防災訓練の実施 【総務課】

- ・ 災害発生時に迅速かつ冷静な行動ができるよう、町、防災関係機関及び町民等がとるべき行動を想定した実践的な防災訓練を計画的に実施する。

【重要業績指標】目標年度

- ①-1 自主防災組織率 38.9%（R1）⇒ 71.1%（R7）
- ①-2 秋田県自主防災組織育成研修会の開催 H25、R2開催 ⇒ 継続実施

目標 2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

最悪の事態 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

「備蓄など事前対策が不十分で食料・飲料水等が枯渇する」ことを回避するための推進方針

①県との共同備蓄物資の整備 【総務課】

- ・ 県と連携し、災害発生時に必要となる「共同備蓄品目」について、3日分を確保するとともに、賞味期限のある食料、飲料水等の計画的な更新を行う。

②民間事業者との物資調達協定の締結 【総務課】

- ・ 災害時に不足する生活必需品等の確保のため、民間事業者から物資を調達できる協定の締結に努める。

「救援物資が届かない」ことを回避するための推進方針

③自助による備蓄の促進 【総務課】

- ・ 水・食料等の備蓄について、町民や自主防災組織等に対し、3日分の備蓄に向けた普及啓発を図る。

④避難所への備蓄の促進 【総務課】

- ・ 災害発生時の被災者への迅速・確実な物資提供が可能となるよう、あらかじめ避難所となる施設への備蓄を進める。

⑤物流事業者との物資輸送・保管協定の締結 【総務課】

- ・ 災害時の物資輸送及び保管・仕分け等を円滑に行うため、物流事業者に協力を要請できる協定の締結に努める。

⑥物資の輸送・保管・仕分け等に関するマニュアルの策定・運用 【総務課】

- ・ 災害時における救援物資の調達・輸送・供給に関わる業務について、あらかじめ各関係機関の役割分担や業務の流れ、連絡調整に必要な共通様式等を整備する。

【重要業績指標】目標年度

- ① 県との共同備蓄物資の目標達成 達成済み
- ② 災害時における物資の供給に関する協定の締結
スーパー1件、LPガス1件 ⇒ 随時拡充
- ④ 物資を備蓄している避難所数 4避難所 ⇒ 随時拡充
- ⑤ 物流事業者との物資輸送・保管協定の締結 1件 ⇒ 随時拡充

最悪の事態 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生

「孤立可能性のある地区を把握できない」ことを回避するための推進方針

①孤立するおそれのある地区の現状把握 【総務課】

- ・ 災害による孤立想定地区をあらかじめ地域防災計画に定めるほか、地すべりや雪崩発生危険箇所など、災害危険箇所等を常に把握する。

「孤立地区の被害状況を把握できない」ことを回避するための推進方針

②通信手段の確保 【総務課】

- ・ 通信の途絶が想定される地区に、衛星携帯電話等の配備に努める。

「孤立状態が解消できない」ことを回避するための推進方針

③孤立予防対策

再掲 1－2①（河川改修等の治水対策） 【建設課】

- ・ 集中豪雨等による洪水被害を防止するため、河道掘削等の治水対策を実施するとともに、過去に洪水被害があった箇所を重点的に点検し、対策を推進する。

再掲 1－3⑦（土砂災害対策施設の整備） 【建設課】

- ・ 要配慮者利用施設や重要な公共施設などを保全対象とする土石流・急傾斜地崩壊危険箇所及び地すべりの兆候のある箇所などについて、県と連携して、対策施設整備を推進する。

再掲 4－1②（道路施設の老朽化対策） 【建設課】

- ・ 今後、道路施設の急速な老朽化に伴い、通行規制や通行止めが発生する可能性があり、適切な点検と併せて、補修が必要と判断される箇所について整備を推進する。
- ・ 橋梁は、長寿命化修繕計画に基づき、修繕工事を実施しているほか、大型法面、小規模構造物の定期点検を実施し、計画的に整備する。

再掲 4－1③（道路の防災対策） 【建設課】

- ・ 大規模地震発生時においても緊急輸送道路としての機能を確保できるよう、緊急輸送道路上で老朽化の著しい橋梁から優先して耐震補強を進める。
- ・ 平時よりパトロールや防災点検等により道路法面や盛土・擁壁等の崩落危険箇所の把握に努め、それら危険箇所の対策を実施し、着実に道路防災対策を推進する。

④自家発電機など電力の確保 【総務課】

- ・ 孤立するおそれのある地区に、停電の長期化を想定した移動式自家発電機器等の配備に努める。

⑤緊急物資の備蓄 【総務課】

- ・ 孤立想定地区ごとに、飲料水、給水用品、食料品、生活雑貨、冷暖房器具、燃料、医薬品等の物資の備蓄を進める。

最悪の事態 2-3 消防等の被災等による救助・救急活動の停滞

「消防施設の被災等により応急活動機能を喪失する」ことを回避するための推進方針

①消防施設の計画的な整備 【町民課】

- ・ 老朽化する消防施設、消防車両及び装備の計画的な整備を進める。

②消防施設における燃料の確保 【総務課】

- ・ 燃料の備蓄のほか、分署の近隣給油スタンドとの優先給油協定等により、災害時における緊急車両等の燃料の確保に努める。

「応急活動を行う人員が不足する」ことを回避するための推進方針

③消防団への加入促進 【町民課】

- ・ 消防団員の確保に向けて、県と連携し広報活動を行うとともに、機能別消防団等の制度導入や消防団協力事業所の認定促進等に努める。

④消防団員の技術力の向上 【町民課】

- ・ 地域防災力の中核を担う消防団員の知識・技術の習得や資質向上を図るため、消防団防災リーダー育成や幹部研修を実施する。

【重要業績指標】目標年度

③ 消防団員数の条例定数充足率 72.4%（R1）⇒ 86.0%（R7）

【推進する事業】

- ・ 消防ポンプ自動車整備事業

最悪の事態 2-4 多数の帰宅困難者等の発生に伴う避難所等の不足

「被災者が避難所の場所を把握していない」ことを回避するための推進方針

①指定緊急避難場所、指定避難所の周知強化等 【総務課】

- ・ 「指定緊急避難場所」と「指定避難所」は指定済みであるが、施設名称、位置等について、新たなハザードマップの配布や広報への掲載等を通じて周知を図る。

②福祉避難所の周知強化 【総務課】

- ・ 一般的な避難所では生活に支障が想定される要配慮者を受け入れるため、必要な福祉避難所を拡充し、周知を図る。

「災害発生直後に帰宅困難者が多数発生する」ことを回避するための推進方針

③帰宅困難者支援に関する計画の策定 【総務課】

- ・ 災害発生時に、交通の途絶等により発生する帰宅困難者の受入場所を確保するため、民間事業者の協力を得るための計画を策定する。

「避難所等が被災して使用できない」ことを回避するための推進方針

④学校、公民館施設等の防災機能の強化 【教育委員会】

- ・ 太陽光発電設備や自家発電機の設置など、学校や公民館施設において最低限必要な避難

所機能を整備する。

⑤公園、学校等における避難場所機能の確保 【建設課、教育委員会】

- ・ 避難場所に指定されている公園や学校（グラウンド）について、長寿命化計画に基づく老朽化対策を進める。

「避難所において良好な生活環境を確保できない」ことを回避するための推進方針

⑥避難所における生活環境の整備 【総務課】

- ・ 「避難所開設・運営マニュアル」を更新し、避難勧告等の発表後のスムーズな避難者の受入れと避難所における良好な生活環境の確保に努める。
- ・ 避難所における良好な生活環境の確保については、『避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針』（内閣府）に基づき、バリアフリー化、避難支援室用のスペース・男女別トイレ等の確保、食物アレルギー対応など要配慮者が求める支援情報の把握等に努める。

「避難所外の避難者を把握できない」ことを回避するための推進方針

⑦避難所以外の場所に滞在する被災者への支援計画の策定 【総務課】

- ・ 車中泊やテント泊など、指定された避難所以外の場所に滞在する被災者の把握等が課題となっていることから、その対策として被災者への支援計画の策定に努める。

【重要業績指標】目標年度

- ①-1 指定緊急避難場所の指定数 13箇所 ⇒ 随時拡充
- ①-2 指定避難所の指定数 15箇所 ⇒ 随時拡充
- ② 福祉避難所の指定数 1箇所 ⇒ 随時拡充
- ⑥ 避難所開設・運営マニュアル策定 策定済み（H21）⇒ 更新（R3）

【推進する事業】

- ・ 十和田湖和井内エリア整備事業
- ・ 旧川上公民館改修事業

最悪の事態 2-5 医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺

「医療施設が機能を喪失する」ことを回避するための推進方針

①診療所の業務継続体制の強化 【福祉課】

- ・ 災害時の診療体制の確保のため、BCP（業務継続計画）の策定を促す。

「医薬品等を確保できない」ことを回避するための推進方針

②災害時における医薬品・医療機器等の供給・確保体制の整備 【福祉課】

- ・ 小坂町診療所において、おおむね 3 日分の医薬品等の常備備蓄を行うとともに、災害時には、県や秋田県医薬品卸業協会・秋田県医療機器販売業協会を通じて、災害の初動期以降に必要な医薬品・医療機器の確保に努める。

「被災地での医療救護活動が滞る」ことを回避するための推進方針

③災害時の医療機関の被災状況等の情報収集、医療搬送体制の構築 【福祉課】

- ・ 災害時の医療施設の被災状況、傷病者数等の情報を収集し、関係機関と連携の上、医療搬送等を的確に実施するための体制の構築を図る。

最悪の事態 2-6 被災地における感染症等の大規模発生

「避難所で感染症が集団発生する」ことを回避するための推進方針

①町の健康危機管理能力の向上 【福祉課】

- ・ 衛生水準の低下による感染症のまん延を防止するため、保健所等と連携し、避難所における感染症のまん延防止対策を推進する。

②平時からの感染症予防対策の強化 【福祉課】

- ・ 平時からの感染症の予防対策として、予防接種を促進する。

目標 3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

最悪の事態 3-1 行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下

「業務が継続できない」ことを回避するための推進方針

①町の業務継続体制の強化 【総務課】

- ・ 災害時の課ごとの優先業務や職員参集・安否確認方法、執務環境の確保等を定めた「小坂町業務継続計画（BCP）」を早期に策定する。

「役場庁舎が倒壊する」ことを回避するための推進方針

②役場庁舎の耐震性の強化 【総務課】

- ・ 平成 21 年に耐震改修工事を実施しているため、倒壊又は崩壊する危険性は低いものの、非構造部材（仕切壁、天井の内装材等）・設備機器、配管類の耐震評価を行い、必要に応じて補強又は耐震対策を考慮した更新を推進する。

③執務環境の整備 【総務課】

- ・ 書類等の落下防止や十分な避難通路スペースの確保ができるように、職員に対し、執務室の整理、整頓の徹底を周知する。

「役場庁舎が停電する」ことを回避するための推進方針

④停電時の行政機能の確保 【総務課】

- ・ 役場庁舎に設置されている自家発電装置の燃油残量（3日分）の維持に努める。

⑤非常用電源等の確保 【総務課】

- ・ 非常用コンセントから災害対応業務を継続するための情報通信機器等への給電のため、庁舎各フロアに電工ドラム、LANケーブル、作業灯を整備する。

⑥停電対応訓練の実施 【総務課】

- ・ 停電時でも、防災拠点として必要な非常用電源や情報伝達手段を確保し、非常時優先業務を継続できるよう、訓練を実施する。

【重要業績指標】目標年度

- ① BCP（小坂町業務継続計画）の策定 未策定 ⇒ 策定（R3）

目標4. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフラインや情報通信機能等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

最悪の事態 4-1 地域交通ネットワークが分断する事態

「緊急輸送道路ネットワーク等が寸断される」ことを回避するための推進方針

①幹線道路等の整備 【建設課】

- ・ 災害時における円滑な救急活動や救援物資の輸送のため、国道及び県道の整備に協力するとともに、町道の計画的な整備を推進する。

②道路施設の老朽化対策 【建設課】

- ・ 今後、道路施設の急速な老朽化に伴い、通行規制や通行止めが発生する可能性があり、適切な点検と併せて、補修が必要と判断される箇所について整備を推進する。
- ・ 橋梁は、長寿命化修繕計画に基づき、修繕工事を実施しているほか、大型法面、小規模構造物の定期点検を実施し、計画的に整備する。

③道路の防災対策 【建設課】

- ・ 大規模地震発生時においても緊急輸送道路としての機能を確保できるよう、緊急輸送道路上で老朽化の著しい橋梁から優先して耐震補強を進める。
- ・ 平時よりパトロールや防災点検等により道路法面や盛土・擁壁等の崩落危険箇所の把握に努め、それら危険箇所の対策を実施し、着実に道路防災対策を推進する。

【重要業績指標】目標年度

- ① 道路改良率 59.0%（R1）⇒ 65.0%（R7）

【推進する事業】

- ・ 上小坂2号線道路改良事業
- ・ 苦竹山崎線道路改良事業

- ・ 向陽 2 号線舗装改修事業
- ・ 大稲坪 1 号線道路改良事業
- ・ 橋梁長寿命化事業

最悪の事態 4-2 電気、石油、ガスの供給機能の停止

「大規模かつ長期にわたり停電する」ことを回避するための推進方針

①電力施設・設備の強化 【東北電力ネットワーク（株）鹿角電力センター】

- ・ 引き続き、自然災害で得た知見等を設備構築に反映させるなど、常に災害に強い設備づくりに取組んでいくとともに、災害発生時における復旧要員や復旧資材等の確保、災害対策訓練の更なる充実に努める。

「石油類燃料が確保できない」ことを回避するための推進方針

②災害時における石油類燃料の確保～秋田県石油商業協同組合鹿角支部との協定 【総務課】

- ・ 秋田県石油商業協同組合鹿角支部と「災害時における石油燃料の供給に関する協定」を締結し、災害を想定した緊急要請発出訓練の実施等により、協力体制の強化を図る。

「長期にわたりガス供給機能が停止する」ことを回避するための推進方針

③ガス供給施設・設備の強化 【一般社団法人秋田県 L P ガス協会】

- ・ 引き続き、ガス供給設備の強靱化を推進する。

最悪の事態 4-3 上水道等の長期間にわたる機能停止

「上水道機能が停止する」ことを回避するための推進方針

①水道施設の耐震化 【建設課】

- ・ 水道施設の老朽化対策と併せ、耐震化を進める。

【重要業績指標】目標年度

① 上水道施設(管路)の耐震化率 11.2% (R1) ⇒ 15.0% (R7)

【推進する事業】

- ・ 藤原地区配水管布設事業
- ・ 休平地区配水管布設事業
- ・ 尾樽部地区配水管布設事業

最悪の事態 4-4 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

「下水道機能が停止する」ことを回避するための推進方針

①下水道施設の耐震化 【建設課】

- ・ 施設の耐震化を計画的に進める。

②下水道施設の老朽化対策 【建設課】

- ・ 下水道ストックマネジメント計画を策定し、計画的に施設の老朽化対策を進める。

③下水道における業務継続体制の強化 【建設課】

- ・ 下水道BCPの改定により、業務継続体制の強化を図る。

「浄化槽の機能が停止する」ことを回避するための推進方針

④合併処理浄化槽への転換促進 【建設課】

- ・ 単独浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する。

「し尿処理が滞る」ことを回避するための推進方針

⑤災害時におけるし尿処理等の協力体制の構築 【町民課】

- ・ 災害が発生した場合、円滑にし尿の収集運搬等の協力が行われるよう、日頃から各事業所及び関係機関との連携を構築する。

【重要業績指標】目標年度

- ① 下水道施設(管路施設)耐震化率 100% (R1) ⇒ 100% (R7)

【推進する事業】

- ・ 公共下水道建設事業
- ・ 浄化槽設置整備事業

最悪の事態 4-5 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

「信号機が全面停止する」ことを回避するための推進方針

①停電時の信号機減灯対策 【鹿角警察署】

- ・ 災害発生時の停電に起因する道路交通の混乱を防止するため、信号機電源付加装置の整備を進める。

最悪の事態 4-6 電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止

「長期にわたり電話、携帯電話通信が停止する」ことを回避するための推進方針

①電話施設・設備の強化 【東日本電信電話（株）秋田支店】

- ・ 通信の途絶を防止するため、引き続き、電気通信設備や建物、鉄塔などの信頼性向上に取り組むほか、災害発生時に迅速な復旧を図るため、災害対策機器及び車両の配備や資機材の確保に努める。

②携帯電話設備の信頼性向上 【(株)ドコモＣＳ東北 秋田支店】

- ・ 通信の途絶を防止するため、引き続き、通信システムの高信頼化に取り組むほか、災害発生時には通信サービスの早期復旧を図るため、移動基地局車両や移動電源車の配備、被災時の措置マニュアルの策定や防災訓練の実施に努める。

目標５．大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

最悪の事態 5-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞

「町内の企業活動が停止する」ことを回避するための推進方針

①企業等における業務継続体制の強化 【総務課】

- ・ 町内企業等のＢＣＰの策定を促進するため、計画の必要性について普及啓発に努める。

最悪の事態 5-2 重要な産業施設の損傷、火災、爆発等

「産業施設の損壊、火災、爆発等が発生する」ことを回避するための推進方針

①誘致企業や非鉄金属製錬関連施設等における災害の未然防止と拡大防止等を定めた業務継続計画の強化 【総務課】

- ・ 誘致企業や非鉄金属製錬関連施設等の災害の未然防止と拡大防止等を定めた計画の策定を促進するため、計画の必要性について普及啓発に努める。

目標６．制御不能な二次災害を発生させない

最悪の事態 6-1 防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

「防災施設が損壊又は機能不全に陥る」ことを回避するための推進方針

①県との連絡体制の強化 【総務課】

- ・ 迅速な避難のため、砂子沢ダムの災害時の放流状況等について、県との連絡体制を強化する。

②河川・土砂災害対策関連施設の老朽化対策

再掲 1－2②（河川関連施設の老朽化対策） 【建設課】

- ・ 河川関連施設は、洪水被害から町民の生命・財産を守るものであり、県と連携して、老朽化対策を計画的に推進する。

再掲 1－3⑧（土砂災害対策施設の老朽化対策） 【建設課】

- ・ 県では、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊対策施設の点検・健全度調査を進めていて、今後長寿命化計画を策定し、老朽化対策を計画的に県と連携し推進する。

最悪の事態 6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

「農地・森林等の荒廃により防災機能が低下する」ことを回避するための推進方針

①農業・農村の多面的機能の確保 【観光産業課】

- ・ 農業・農村の多面的機能の確保のため、中山間地域等での農業生産活動や農地・農業用施設の維持・保全活動を促進する。

②農業水利施設の保全管理 【観光産業課】

- ・ 基幹的農業水利施設（頭首工、用排水路）について、機能診断等を行い、施設の長寿命化対策を進める。

③森林整備 【観光産業課】

- ・ 土砂災害や洪水、雪崩等の防止・緩和効果のある森林育成のため、間伐等の整備を推進する。

④治山対策 【観光産業課】

- ・ 集中豪雨等に伴う山地災害を防止するため、荒廃森林や荒廃危険地における治山ダム等の整備や、山地災害危険地区の周知と併せて県と連携しながら推進する。

【重要業績指標】目標年度

- ① 農業・農村が有する多面的機能の維持活動に取り組んでいる組織数
8組織（R1）⇒ 現状維持

【推進する事業】

- ・ 多面的機能支払交付金

目標7. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

最悪の事態 7-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧が大幅に遅れる事態

「災害廃棄物処理が滞る」ことを回避するための推進方針

①災害時における廃棄物処理等の協力体制の構築 【町民課】

- ・ 災害が発生した場合、秋田県産業廃棄物協会と締結した協定に基づき、円滑に災害廃棄物処理の協力が行われるよう、日頃から協定書の確認を行うなど、関係機関の連携を推進する。

②災害廃棄物の処理体制の整備 【町民課】

- ・ 災害が発生した場合に、地域防災計画に基づき、県及び町が連携しながら災害廃棄物の円滑な処理を行うため、日頃から、協力事業者等に関する情報を共有するなど、関係機関の連携を推進する。
- ・ 災害廃棄物処理の具体的な対応及び迅速な処理体制を構築するため、「小坂町災害廃棄物処理計画」を随時更新する。

最悪の事態 7-2 復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

「災害時に建設事業者の協力が得られない」ことを回避するための推進方針

①災害対応に不可欠な建設業との連携 【総務課、建設課】

- ・ 建設関係団体と災害時における協力体制の構築を図っているところであるが、今後とも、定期的に連絡体制の確認を行うなど、継続的な連携を強化する。

②建設産業の担い手の確保・育成 【建設課】

- ・ 災害発生時の迅速な復旧・復興のほか、今後早急な対応が求められるインフラの老朽化対策などを着実に進めるため、担い手となる建設産業従事者の確保・育成が不可欠であることから、公共事業費の安定的確保と年間工事量の平準化に努めるとともに、建設業団体や教育機関などと連携を図り、若年者等への魅力発信と若手技術者等のキャリアアップの取組みへの支援に加え、新たに建設産業での女性の活躍や生産性向上に向けた取組みを総合的に推進する。

「災害ボランティアの受入れが滞る」ことを回避するための推進方針

③災害ボランティアセンターの設置・運営 【福祉課】

- ・ 災害ボランティアセンターの設置・運営に必要な手順等を定めた「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」を策定する。

④災害ボランティアコーディネーターの養成 【福祉課】

- ・ 小坂町社会福祉協議会と連携して、災害ボランティアセンターにおいて、ボランティア活動をコーディネートする「災害ボランティアコーディネーター」の養成研修の受講を推進する。

【重要業績指標】目標年度

- ③ 災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル策定 未策定 ⇒ 策定（R 3）
- ④ 災害ボランティアコーディネーターの養成数 0人（R 1）⇒ 3人（R 7）

最悪の事態 7-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

「災害時に地域コミュニティ機能が減退する」ことを回避するための推進方針

①自治会共助組織の未組織自治会への立ち上げ支援 【総務課】

- ・ 少子高齢化の進展等により、除排雪作業の支援が必要な高齢者世帯が増加しているとともに、地域の雪処理の担い手が不足しているため、地域住民が主体となって除排雪を行う共助組織の立ち上げ支援など、少子高齢化が進む地域の除排雪体制の強化に向けた取り組みを推進するほか、自治会未加入者への加入促進を図る。

②自主防災活動の充実・強化

再掲 1－6① 【総務課】

- ・ 自助・共助による自発的な防災活動の促進を図るため、町民に対し、自主防災組織の結成を働きかける。

③消防団への加入促進

再掲 2－3③ 【町民課】

- ・ 消防団員の確保に向けて、県と連携し広報活動を行うとともに、機能別消防団等の制度導入や消防団協力事業所の認定促進等に努める。

【重要業績指標】目標年度

- ② 自主防災組織率（1-6①の再掲） 38.9%（R1）⇒ 71.1%（R7）
- ③ 消防団員数の条例定数充足率（2-3③の再掲） 72.4%（R1）⇒ 86.0%（R7）